

## 特定都市河川浸水被害対策法要綱

### 第一 目的

この法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とすること。

(第一条関係)

### 第二 定義

一 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川であつて、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なもののうち、国土交通大臣又は都道府県知事が第三により区間を限って指定するものをいうものとする。

二 この法律において「特定都市河川流域」とは、当該特定都市河川の流域（当該流域内において河川に雨水を放流する下水道（以下「特定都市下水道」という。）がある場合にあってはその排水区域を含む。）として国土交通大臣又は都道府県知事が第三により指定するものをいうものとする。

三 この法律において「浸水被害」とは、洪水による浸水（以下「都市洪水」という。）又は一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設若しくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水（以下「都市浸水」という。）により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいうものとする。

四 この法律において「宅地等」とは、宅地、池沼、水路、ため池、道路その他雨水が浸透しにくい土地として政令で定めるものをいうものとする。

五 その他河川管理者、下水道管理者、雨水貯留浸透施設その他の用語について定義するものとする。

（第二条関係）

### 第三 特定都市河川等の指定

一 国土交通大臣又は都道府県知事は、河川の連続する区間について、区間を限ってこれを特定都市河川

として指定できるものとする。

二 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定都市河川を指定するときは、併せて当該特定都市河川に係る特定都市河川流域を指定しなければならないものとする。

三 都道府県知事が特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないものとする。

四 国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長及び特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならないものとする。

(第三条関係)

#### 第四 流域水害対策計画の策定

一 特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、関係都道府県知事、関係市町村長及び特定都市下水道の下水道管理者（以下「河川管理者等」という。）は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画（以下「流域水害対策計画」という。）を定めなければならないものとする。

二 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めようとするときは、特定都市河川の河川管理者が国土交通大臣である場合を除き、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないものとする。

三 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

四 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬものとする。

五 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち特定都市河川の整備及び河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項については当該特定都市河川の河川管理者が作成する案に、下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項については当該特定都市下水道の下水道管理者及び関係都道府県知事が共同して作成する案に基づいて定めるものとする。

(第四条関係)

## 第五 河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備

河川管理者は、流域水害対策計画に基づき、特定都市河川流域に、特定都市河川の都市洪水による被害の防止を図ることを目的とする雨水貯留浸透施設を設置し、又は管理することができるものとする。

（第六条関係）

## 第六 他の地方公共団体の負担金

流域水害対策計画に基づく事業であつて特定都市下水道の整備又は地方公共団体が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項に関するものを実施する地方公共団体は、当該事業により利益を受ける他の地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担させることができるものとする。

（第七条関係）

## 第七 排水設備の技術上の基準に関する特例

公共下水道管理者は、特定都市河川流域において、下水道法第十条第一項に規定する排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）について、政令で定める基準に従い、条例で、排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができるものとする。

（第八条関係）

## 第八 雨水浸透阻害行為の許可等

### 一 雨水浸透阻害行為の許可

特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を阻害するおそれのある行為（以下「雨水浸透阻害行為」という。）で政令で定める規模以上のものをしようとする者は、原則、都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。第八及び第九において同じ。）の許可を受けなければならないものとする。

（第九条関係）

二 都道府県知事は、一の許可の申請があつたときは、その対策工事の計画が、当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

（第十一条関係）

### 三 条例による技術的基準の強化

地方公共団体は、二の政令で定める技術的基準のみによつては特定都市河川流域における浸水被害の

防止を図ることが困難であると認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的基準を強化することができるものとする。

(第十二条関係)

#### 四 工事完了の検査等

都道府県知事は、雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した旨の届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が二の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査しなければならないものとする。

(第十七条関係)

#### 五 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可

四の検査の結果二の政令で定める技術的基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、貯留浸透機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、原則、都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。

(第十八条関係)

#### 六 監督処分

都道府県知事は、必要な監督処分を命じることができるものとする。

(第二十条関係)

#### 七 その他申請の手續、許可の条件、許可の特例、工事の廃止の届出、立入検査、報告の徴収その他の必

要な手続について定めるものとする。

(第十条、第十三条から第十七条まで、第二十一条及び第二十二条関係)

## 第九 保全調整池

### 一 保全調整池の指定

都道府県知事は、特定都市河川流域内に存する政令で定める規模以上の防災調整池の雨水を一時的に貯留する機能が当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために有用であると認めるときは、当該防災調整池を保全調整池として指定することができるものとする。 (第二十三条関係)

### 二 行為の届出等

1 保全調整池について、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、原則、行為の種類、場所等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

2 都道府県知事は、1の届出を受けたときは、当該届出の内容を関係河川管理者、関係下水道管理者及び関係地方公共団体の長へ通知しなければならないものとする。

3 都道府県知事は、1の届出があつた場合において、当該保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができるとすること。

（第二十五条関係）

## 第十 管理協定制度

一 地方公共団体は、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、保全調整池所有者等の全員と一定の事項を定めた管理協定を締結して、当該保全調整池の管理を行うことができるものとする。

（第二十七条関係）

二 地方公共団体は、管理協定を締結しようとするときは、その旨を公告し、当該管理協定を利害関係人の縦覧に供さなければならぬこととし、利害関係人は、当該管理協定について、地方公共団体に意見書を提出することができるものとする。

（第二十八条関係）

三 地方公共団体は、管理協定を締結したときは、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該地方公共団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理協定調整池が存する旨を当該管理協定調整地の敷地である土地等に明示しなければならないものとする。

（第二十九条関係）

四 三の公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定調整池の保全調整池所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする事。

(第三十一条関係)

#### 第十一 都市洪水想定区域等

##### 一 都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域

1 国土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の直轄管理区間について、都道府県知事は特定都市河川のうちその他の区間について、それぞれ、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合にその特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定するものとする事。ただし、その特定都市河川について、水防法の規定による浸水想定区域の指定があるときは、この限りでないものとする事。

2 特定都市河川流域内の市町村長、都道府県知事及び特定都市下水道の下水道管理者は、共同して、当該特定都市河川流域について、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域を、都市浸水想定区域として指定するものとする事。

(第三十二条関係)

二 都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

1 市町村防災会議は、都市洪水想定区域又は都市浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、都市洪水及び都市浸水が相互に影響を及ぼすものを考慮して、都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報（以下「洪水等情報」という。）の伝達方法、避難場所その他都市洪水又は都市浸水が生じた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

2 市町村防災会議は、都市洪水想定区域内又は都市浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように、洪水等情報の伝達方法を定めるものとする。

3 都市洪水想定区域又は都市浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた事項について住民に周知させるように努めるものとする。

4 都市洪水想定区域（水防法に規定する浸水想定区域を含む。）内又は都市浸水想定区域内の地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用

者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表するよう  
に努めなければならないものとする事。 (第三十二条関係)

### 第十三 その他

測量又は調査のための土地の立入り、権限の委任、経過措置、事務の区分及び罰則について所要の規定  
を設けるものとする事。 (第三十四条から第四十二条まで関係)

### 第十四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの  
とする事。 (附則第一条関係)

二 地方自治法について所要の改正を行う事。 (附則第二条関係)